

熊本県公報

号外 第36号
平成17年8月30日(火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 選挙運動に関する支出金額の制限額……………(選挙管理委員会) 1

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により、平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成17年8月30日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本県第1区	24,509,300 円
熊本県第2区	23,751,800 円
熊本県第3区	23,100,300 円
熊本県第4区	23,672,500 円
熊本県第5区	22,905,100 円

